精神障害者就労及び相談支援部会 実績報告

(令和3年12月末現在)

1 開催回数

就労支援部会(精神障害者就労支援部会及び相談支援部会 合同開催) 計2回

2 部会員の構成

区職員2人、障害者施設法人代表者13人 2頁「精神障害者就労及び相談支援部会会員一覧」のとおり

3 実施内容

令和3年度より、障害者の就労支援に関して、障害の種別にとらわれず一体的に 情報共有や検討を行う場とするため、障害福祉課の障害者就労支援部会と一部統合 しており、「精神障害者就労及び相談支援部会」の単独開催は行っていない。

第1回 令和3年7月28日(水)就労支援部会(第2部)

テーマ:「生きづらさ」を抱えているひとの支援について ~ゲートキーパー研修2021~

内容:深刻な悩みを打ち明けられたときの対応や、適切な距離の取り方、燃え

尽き(バーンアウト)の防止について学ぶ

講 師:小野田 奈美氏 (NPO法人メンタルレスキュー協会) 受講者:会場14名、オンライン15名 計29名 ※修了証交付

第2回 令和4年1月24日(水)就労支援部会(第2部)※予定

テーマ:精神科訪問看護と就労支援の実態

内 容:精神障害のある方を対象とした訪問看護ステーションの活動を通して、

障害特性や在宅療養支援、就労支援の取り組みについて学ぶ

講師:長土居 美紀氏(訪問看護ステーションデライト葛飾)

叶内 公基氏 (H&Hホールディングス)

4 今後の方向性

現行の「精神障害者就労支援及び相談支援部会」においては、就労継続支援等の 支給決定期間満了に伴う更新の可否の判断及び就労継続支援事業者への意見付与 等を行ってきたが、令和3年度より障害者就労支援部会と一部統合している。

今後は、主に精神障害のある方の生活支援にかかわる事業者及び関係機関が、地域の課題を共有し、改善に向けて協議を行う場を設けることとし、部会の名称、所掌事項、部会員の構成について所要の改正を行う。

資料7「(仮称) 葛飾区精神障害支援部会の設置について」のとおり

精神障害者就労及び相談支援部会員一覧 (令和3年度)

No.	所属機関等	役職等	就労支援	相談支援
1	葛飾区健康部保健予防課	部会長 葛飾区健康部保健予防課長	0	0
2	葛飾区健康部金町保健センター	副部会長 金町保健センター所長	0	0
3	NPO法人SIEN 相談支援事業所さい	指定相談支援事業者代表者	1	0
4	社会福祉法人アムネかつしか 地域活動支援センターもっく	指定相談支援事業者代表者	1	0
5	社会福祉法人アムネかつしか 地域活動支援センターコパン	指定相談支援事業者代表者	I	0
6	NPO法人おおぞら会 相談支援センター おおぞら	指定相談支援事業者代表者	I	0
7	社会福祉法人アムネかつしか 就労支援施設 ビオラ	就労支援施設代表者	0	1
8	社会福祉法人アムネかつしか あすなろの家	就労支援施設代表者	0	1
9	社会福祉法人アムネかつしか さくらハウス	就労支援施設代表者	0	_
10	社会福祉法人アムネかつしか 第2あすなろの家	就労支援施設代表者	0	1
11	合同会社 1st-planning ファーストプランニング	就労支援施設代表者	0	1
12	UpDraft 合同会社 アップドラフト	就労支援施設代表者	0	_
13	一般社団法人 テイクハート テイクハート 青戸	就労支援施設代表者	0	1
14	株式会社 オフィス華 レッツ・エンジョイ	就労支援施設代表者	0	1
15	ー般社団法人ライフステップ グリーンカフェ	就労支援施設代表者	0	1
	葛飾区健康部保健予防課 保健予防係長	事務局	0	0
	葛飾区健康部保健予防課 保健予防係	事務局	0	0

【補足】

令和2年度:新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、令和3年1月8日から東京都が再び緊急事態宣言の対象地域に指定されるなど、収束の見通しが立っていない。このため、健康部(保健予防課)主催の部会及び研修会等については、当面の間、活動を休止することとした。令和3年度:障害者の就労支援に関して、障害の種別にとらわれず一体的に情報共有や検討を行う場とするため、障害福祉課の就労支援部会と一部統合済である。なお、「令和3年度精神障害者就労及び相談支援部会員」各事業者代表の人選は行っていない。

精神障害者就労及び相談支援部会設置要領

平成19年8月3日 19葛保保第308号 保健所所長決裁

(設置)

第1条 葛飾区障害者施策推進協議会設置要綱(平成19年3月30日付18葛福障第 931号区長決裁。以下「要綱」という。)第7条の規定に基づき、葛飾区障害 者施策推進協議会部会(以下「部会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 部会は、要綱第2条第1項第2号に係る次の事項を所掌する。
 - (1) 就労継続支援等の支給決定期間満了に伴う更新の可否の判断及び就労継続 支援事業者への意見付与
 - (2) 個別利用計画作成費を支給している困難ケースの計画とサービス支給利用 者支援の適切性の検証及び改善案の提示並びに相談支援事業者等への意見付与
 - (3) 相談支援事業実績報告の運営評価及び相談支援事業者等への意見付与
 - (4) その他、専門的、個別的な事例の対応についての協議、調整 (構成)
- 第3条 部会は、別表に掲げる者(以下「部会員」という。)をもって構成する。 (会長等)
- 第4条 部会に部会長及び副部会長を置く。
- 2 部会長は、保健予防課長とする。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。
- 4 副部会長は、保健センター所長とする。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、 その職務を代理する。

(招集)

- 第5条 部会は、部会長が招集する。
- 2 部会長は、会議の内容に応じて、部会員の中から必要な者に限定して招集することができる。

(会員以外の者の出席等)

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は部会員以外の者から資料の提出を求めることができる。 (報告)

第7条 部会長は、葛飾区障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)会長に対し、 部会における作業等の内容を報告するとともに、協議会に報告し承認を得る。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

付 則

- この要領は、平成19年8月3日から施行する。
- この要領の改正は、平成22年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

葛飾区障害者施策推進協議会「精神障害者就労及び相談支援部会」

保健予防課長	部会長
保健センター所長	副部会長
保健予防課保健予防係長	
保健予防課精神保健担当保健師(1名)	
保健センター精神保健担当保健師(1名)	
東西生活課職員(各1名)	
精神科医師(2名)	
区内就労支援施設代表者(各事業所から1名)	
区内指定相談支援事業者(各事業所から1名)	